

暫定版

しょうがいしゃじりつしえんほう

がいよう

障害者自立支援法の概要

平成18年4月からの

あたらしい障害福祉サービスについて



「障害者自立支援法」について

4月1日から、障害者(児)がその能力や適性に応じ、自立した日常生活・

社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害者自立支援法」が施行されます。

いままでの福祉サービスは身体・知的・精神障害の三種に分類されていましたが、この法律により、障害の種類や年齢に関係なく共通の福祉サービスを受けられるようになります。

改革の7つのポイント

3 障害共通の福祉サービスの提供

今まで障害の種類(身体,知的,精神)により異なっていた福祉サービスの一元化

障害程度区分の認定

サービスを利用する場合には、介護保険のように6段階の障害程度区分の認定を必要としています。

このため、認定調査と審査会による判定を実施します。

ケアマネジメントの実施

複数のサービスを利用しようとする場合は、必要に応じて、ケアマネジメントを実施します。

サービスの量と所得に応じた利用者負担

サービスの利用量と所得に応じ、原則1割(定率)負担となります。(ただし、負担が重くならないよう軽減措置があります。)

施設サービス利用の食費等の自己負担

施設でサービスを利用する場合、食費や光熱水費が自己負担となります。

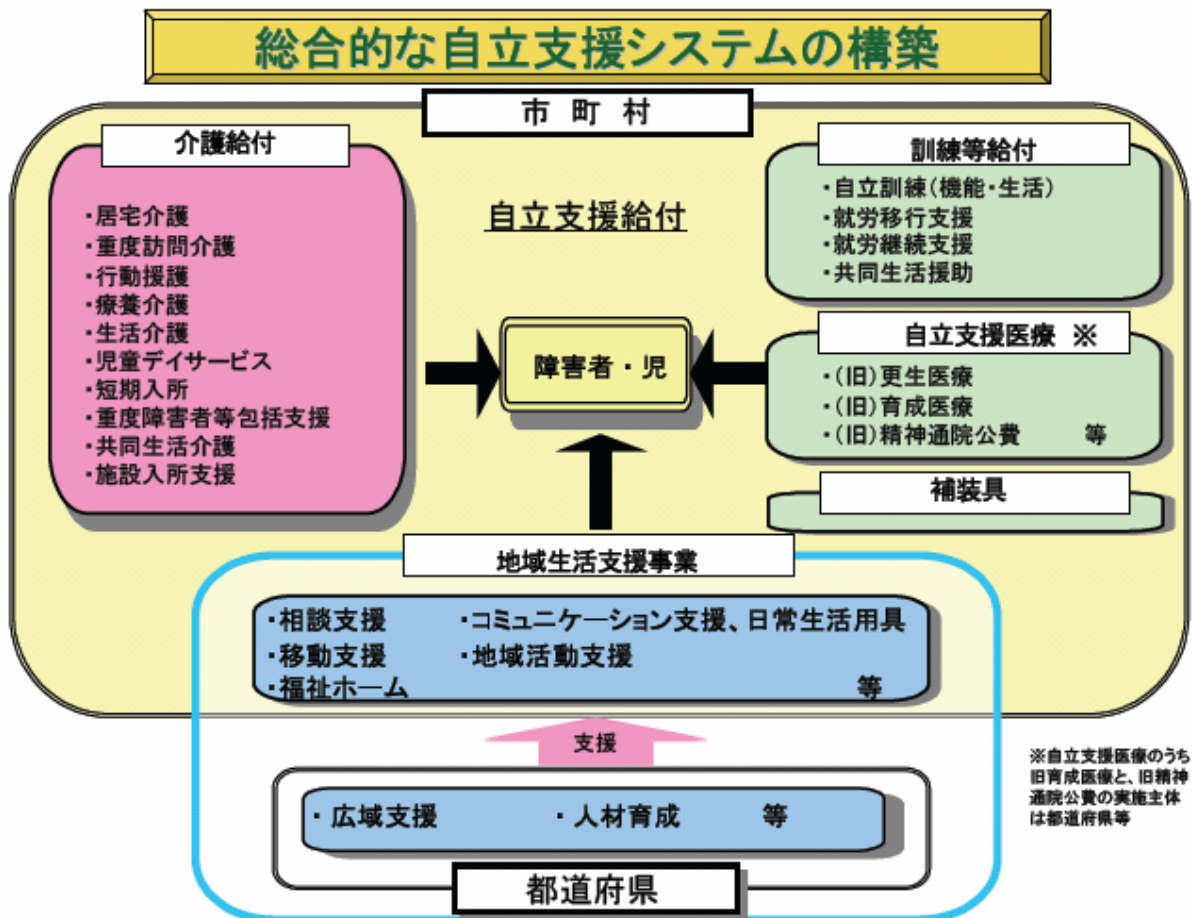
障害者の就労を支援

一般就労へ移行し、自立できるような支援を行います。

自立支援医療の新設

旧更生医療、旧育成医療、旧精神障害者通院公費負担が、自立支援医療となります。

しょうがいふくし
障 害 福 祉 サービスが下の図のようになります。



しょうがい くぶん おう
障 害 の 区 分 に 応 じ て、よ り き め 細 か な 新 し い サ ー ビ ス の 提 供 と な り ま す。

かいごきゅうふ しょうがいていど いっていいじょう ひと せいかつじょう りょうようじょう ひつよう かいご
介 護 給 付 (障 害 程 度 が 一 定 以 上 の 人 に 生 活 上 ま た は 療 養 上 の 必 要 な 介 護
おこな
を 行 い ま す)

きょたくかいご 居 宅 介 護 (ホームヘルプ)	きょたく にゅうよく はい しょくじ かいご 居 宅 での 入 浴、排 せ つ、食 事 の 介 護 な ど を 受 け る サ ー ビ ス
じゅうどほうもんかいご 重 度 訪 問 介 護	しし つね かいご しんたいしょうがいしゃ きょたく 四 肢 マ ヒ が あ り、常 に 介 護 の い る 身 体 障 害 者 の 居 宅 での にゅうよく はい しょくじ かいご がいしゅつじ いどう ほじょ 入 浴、排 せ つ、食 事 の 介 護 や 外 出 時 の 移 動 の 補 助 な ど を 受 け る サ ー ビ ス
こうどうえんご 行 動 援 護	ちてき せいしんしょうがい こうどう こんなん つね かいご 知 的 ま た は 精 神 障 害 の た め 行 動 に 困 難 が あ り 常 に 介 護 の い ひと きけん さ えんじょ がいしゅつじ いどうちゅうかいご る 人 が 危 険 を 避 け る た め の 援 助 や 外 出 時 の 移 動 中 介 護 な ど そうごうてき う を 総 合 的 に 受 け る サ ー ビ ス
りょうようかいご 療 養 介 護	ちょうき にゅういん いりょうてき かんり かいご ひつよう 長 期 の 入 院 に よ る 医 療 的 な 管 理 の も と での 介 護 が 必 要 な じゅうしょうしんしんしょうがいしゃ う きのうくんれん かんご 重 症 心 身 障 害 者 な ど が 受 け る 機 能 訓 練 や 看 護 な ど の サ ー ビ ス

せいかつかいご 生活介護	つねにかいご しょうがいしゃ にちちゅう しせつ にゅうよく はい 常に介護のいる障害者に、日中に施設で入浴、排せつ、 しょくじ かいご そうさくてきかつどう きかい う 食事の介護、創作的活動の機会を受けるサービス
じどう 児童デイサービ ス	しょうがいじ しせつ かよ にちじょうせいかつ ひつよう どうさ しどう 障害児が施設に通って、日常生活に必要な動作の指導、 しゅうだんせいかつ てきおう くんれん う 集団生活に適応するための訓練などを受けるサービス
たんき にゅうしょ 短期入所（シ ョートステイ）	きょたく かいご ひと かいご たんきかんしせつ 居宅で介護する人が介護できないときに、短期間施設に にゅうしょ にゅうよく はい しょくじ かいご う 入所して、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービ ス
じゅうどしょうがいしゃとう 重度障害者等 ほうかつしえん 包括支援	つね かいご ひと かいご ひつよう ていど たかい 常に介護のいる人のうち、介護の必要の程度が高いと みと しょうがいしゃ きょたくかいご しょうがいふくし 認められる障害者が、居宅介護などの障害福祉サービスを ほうかつてき う 包括的に受けるサービス
きょうどうせいかつかいご 共同生活介護 （ケアホーム）	かいご しょうがいしゃ きょうどうせいかつ じゅうきょ やかん う 介護のいる障害者が、共同生活住居で夜間に受ける にゅうよく はい しょくじ かいご う 入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービス
しせつにゅうしょしえん 施設入所支援	しせつ にゅうしょ ひと やかん う にゅうよく はい しょくじ 施設に入所している人が夜間に受ける、入浴、排せつ、食事 かいご う の介護などを受けるサービス

くんれんとうきゅうふ しんたいてき しゃかいてき しゅうろう
訓練等給付(身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる

しえん おこ
支援を行います)

じりつくんれん 自立訓練	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな いってい 自立した日常生活または社会生活を営めるよう、一定 きかんしんたいきのう せいかつのうりよく こうじょう ひつよう くんれん 期間身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練 う を受けるサービス
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	しゅうしょく しょうがいしゃ いっていきかんせいさんかつどう とお 就職したい障害者が一定期間生産活動などを通して、 ひつよう ちしき のうりよくこうじょう くんれん う 必要な知識、能力向上のための訓練を受けるサービス
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援	しゅうしょく こんなん しょうがいしゃ せいさんかつどう とお ひつよう 就職が困難な障害者が生産活動などを通して、必要な ちしき のうりよくこうじょう くんれん う 知識、能力向上のための訓練を受けるサービス
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 （グループホーム）	ちいき せいかつ ちてき せいしんしょうがいしゃ きょうどうせいかつ 地域で生活できる知的または精神障害者が、共同生活 じゅうきょ やかん にちじょうせいかつじょう えんじょ う 住居で、夜間に日常生活上の援助を受けるサービス

へいせい ねん がつ はじ
平成18年4月から始まるサービス

へいせい ねん がつ はじ
平成18年10月から始まるサービス

サービスを利用するには

申請から利用まで

(介護給付や訓練等給付の場合で、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業は別の方法となります。)

相談

サービス利用について、市役所に相談してください。電話でも大丈夫です。

申請・調査

市からの調査員が訪問します。現在の状態などをお話しいただいた後に、今後の要望などもお尋ねします。

審査・判定

お尋ねした内容をもとに、介護給付に該当される方は審査会で、どの程度のサービスが必要か、判定します(医師の意見書が必要です)。訓練等給付は審査・判定をおこなわずにいつでも行わず認定通知となります

認定・通知

判定の結果をお知らせし、受給者証を発行します。受給者証にはサービス利用の大切な情報が記載されています。

サービス利用
計画作成

必要に応じて、申請者に合ったサービス利用計画を作成します。

サービス利用

サービス利用の開始です。

施設入所などのサービスは、法律で10月から5年以内に新しいサービス
 体系に移ればよいとしているため、直ちに新しいサービスを受けられるものでは
 ありません。なお、平成18年9月末時点で、支援費対象施設に入所・通所して
 いる方は、事業者が新しい事業へ転換しても、経過措置として、引き続き平成
 24年3月31日までは継続的に入所・通所が可能です。

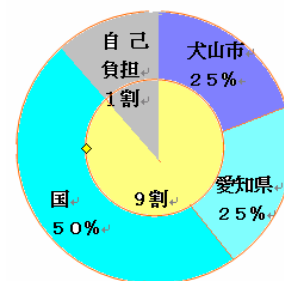
新たな自己負担について

4月1日から障害福祉サービス(介護給付や訓練等給付)・

自立支援医療の費用負担が変わります。

本人・国・県・市の費用負担の割合は、

原則、右の図のようになります。



障害福祉サービス...サービス費用をみんなで支えあうために、原則1割を負担し

ていただく制度です。所得に応じて1ヶ月の上限費用が定められたり、資産が一定

以下の人や同じ世帯で障害福祉サービスを複数の方が利用する場合には、過大な

負担とならないように軽減措置が設けられています。また、施設入所の方には、

食費・光熱水費は全額自己負担を原則としていますが、所得の低い人は、申請に

より負担が軽減されます。

障害福祉サービスの毎月の負担上限額は下の表のとおりです。

(利用者の1割負担を基本とし、上限額が定められています)

世帯の種類	生活保護世帯	市民税非課税世帯1(1)	市民税非課税世帯2(1以外)	一般世帯
負担上限額(月額)	0円	15,000円	24,600円	37,200円

1(市民税非課税世帯で、障害者または障害児の保護者の収入が年間80万円以下(障害基礎年金2級相当額))

これ以外にも、負担が重くならないように配慮されています。

たとえば・・・

一般世帯で1カ月当り、1割負担相当で5万円の障害福祉サービスを受けても、その月の支払は、37,200円が上限額です。ただし、3万円相当の場合は、30,000円の支払となります。

自立支援医療...旧更生医療、旧育成医療、旧精神障害者通院公費負担が、自立支援医療になります。

いままでは、障害の内容によって医療費の費用負担の計算方法が異なっていました。ですが、これからは医療費と所得に応じた負担をしていただく仕組みとなり、どの障害の方でも原則1割負担となります。また、入院時の食費についても原則自己負担となります。

しかし、所得に応じて1カ月の上限の費用を定めたり、疾病によっては継続的に医療費負担が発生する方（重度かつ継続）に、月当たりの負担額に上限を定めたりすることで、高額な医療費負担にならないように配慮しています。

毎月の負担の上限額は次のページの表のとおりです。

まいつき ふたん じょうげんがくひょう
毎月の負担の上限額表

		← 一定所得以下		中間的な所得		→ 一定所得以上
世帯の所得による区分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		市町村民税課税世帯		
		受診者(又は保護者)の収入が年間80万円以下	左記以外の市町村民税非課税世帯	市町村民税(所得割) 2万円未満	市町村民税(所得割) 2万円以上 20万円未満	市町村民税(所得割) 20万円以上
自己負担	0円	[低所得1]	[低所得2]	[中間所得1]	[中間所得2]	公費負担対象外
		医療費の1割 〔負担上限額 月2,500円〕	医療費の1割 〔負担上限額 月5,000円〕	医療費の1割	医療費の1割	
疾病等による区分	重度かつ継続		上記所得区分で「重度かつ継続」該当者			
自己負担	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病、症状等から対象となる者 精神…統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等) 精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者 更生…腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害 ・疾病等にかかわらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者 精神・更生…医療保険の多数該当の者 					
	医療費の1割 〔負担上限額 月5,000円〕	医療費の1割 〔負担上限額 月10,000円〕	医療費の1割 〔負担上限額 月20,000円〕			

じりつしえんいりょう う いま せいど どうよう しんせいしょ いし しんだんしょ
 自立支援医療を受けるには、今までの制度と同様に申請書と医師の診断書が

ひつよう
 必要となります。

まどぐち こうせいりょう せいしんつういんこうひふたん しゃくしょ いくせいりょう ほけんじょ
 窓口は、更生医療、精神通院公費負担は市役所。育成医療は保健所です。